

土木部長

工事現場における熱中症対策・防寒対策費用の共通仮設費への計上について

熱中症対策・防寒対策費用の共通仮設費への積上げ計上については、令和 7 年 4 月 1 日付け 7 技企第 3 3 5 2 号により通知しておりましたが、下記のとおり内容を整理し、改めて通知します。

なお、「工事現場における熱中症対策・防寒対策費用の共通仮設費への計上について（通知）」（令和 7 年 4 月 1 日付け 7 技企第 3 3 5 2 号）は廃止します。

記

1 対象工事

土木工事標準積算基準書（共通編、河川編、道路編、電気通信編、機械編）及び公園緑地標準歩掛を適用し、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

なお、港湾土木請負工事積算基準を適用した工事は対象外であるため留意のこと。

2 積算方法

- （1）熱中症対策・防寒対策に関する費用は、原則、変更設計にて計上するものとする。
- （2）変更設計作成時に、受注者より提出された見積書等の資料を基に積算をおこなう。
- （3）主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用が積上げ計上の対象となる。ただし、現場環境改善費率分で計上される額の 50% を上限とする。

3 実施方法

- （1）発注者は、熱中症対策・防寒対策に関する共通仮設費の積上げ計上対象工事である旨を、特記仕様書に明示するものとする。
- （2）受注者は、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策を実施する場合、施設・設備の種類、設置期間、概算費用等を打合せ簿に記載し、事前に工事監督員に提出する。実施後、実施内容及び金額が分かる根拠資料を添付した打合せ簿を提出する。
- （3）発注者は、変更設計作成時に、受注者から提出された見積書等の資料に基づき算出した金額を共通仮設費へ積上げ計上する。
- （4）受注者は、実施内容の状況を撮影し、工事成果品として納品するものとする。

4 留意事項

- (1) 熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
- (2) 積上げ計上する場合、現場管理費に計上される「作業員個人の費用」と重複がないことを確認する必要がある。
- (3) 「作業員個人の費用」とは、主に作業員個人に対する熱中症対策・防寒対策費用であり、塩飴、経口補水液等の効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット、カイロ、ヒーターベスト等が該当し、費用計上の対象外とする。
なお、熱中症対策に資する「作業員個人の費用」は、令和5年5月15日付け5技企第37261号による現場管理費補正の加算額に含まれる。
- (4) 現場環境改善費の率分を計上しない場合においても、「熱中症対策・防寒対策に関する費用」を単独で計上することができるものとする。

5 適用時期

令和7年9月1日以降に公告する工事から適用する。

6 問合せ先

技術企画課 積算・市町支援グループ (TEL 087-832-3521)